

第 22 号

平成28年度山梨県一般会計予算

平成28年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 466,278,708 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県	税	92,577,552
	1 県 民 税	33,342,650
	2 事 業 税	22,941,150
	3 地 方 消 費 税	11,981,550
	4 不 動 産 取 得 税	1,776,900
	5 県 た ば こ 税	1,026,750
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	753,650
	7 自 動 車 取 得 税	901,950
	8 軽 油 引 取 税	7,062,450
	9 自 動 車 税	12,772,650
	10 鉦 区 税	300
	11 固 定 資 産 税	2

	12 狩 獵 税	17,550
2 地方消費税清算金		33,454,736
	1 地方消費税清算金	33,454,736
3 地方譲与税		14,055,001
	1 地方法人特別譲与税	12,509,000
	2 地方揮発油譲与税	1,443,000
	3 石油ガス譲与税	103,000
	4 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		274,000
	1 地方特例交付金	274,000
5 地方交付税		125,467,000
	1 地方交付税	125,467,000
6 交通安全対策特別交付金		319,000
	1 交通安全対策特別交付金	319,000

7 分担金及び負担金		1,958,620
	1 負担金	1,958,620
8 使用料及び手数料		7,788,814
	1 使用料	6,212,729
	2 手数料	1,576,085
9 国庫支出金		51,258,266
	1 国庫負担金	19,817,129
	2 国庫補助金	30,155,473
	3 国庫委託金	1,285,664
10 財産収入		1,200,026
	1 財産運用収入	347,024
	2 財産売却収入	853,002
11 寄附金		153,070
	1 寄附金	153,070

12 繰 入 金		45,406,922
	1 特別会計繰入金	24,564,708
	2 基金繰入金	20,842,214
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		29,776,700
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	169,181
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	66,445
	3 貸付金等償還金	24,821,835
	4 受託事業収入	838,637
	5 収益事業収入	2,659,491
	6 利子割精算金収入	30,084
	7 雑 入	1,191,027
15 県 債		62,589,000

	1 県 債	62,589,000
歳 入	合 計	466,278,708

歳出

款	項	金額
1 議会費		1,017,770
	1 議会費	1,017,770
2 総務費		34,248,363
	1 総務管理費	10,811,049
	2 企画費	12,629,851
	3 徴税費	3,482,191
	4 市町村振興費	1,264,411
	5 選挙費	523,551
	6 防災費	4,893,644
	7 統計調査費	342,598
	8 人事委員会費	129,362
	9 監査委員費	171,706

3 民 生 費		54,237,667
	1 社 会 福 祉 費	42,114,115
	2 児 童 福 祉 費	10,968,573
	3 生 活 保 護 費	1,008,022
	4 災 害 救 助 費	146,957
4 衛 生 費		16,532,724
	1 公 衆 衛 生 費	4,391,789
	2 環 境 衛 生 費	2,560,859
	3 保 健 所 費	1,091,765
	4 医 薬 費	8,488,311
5 勞 働 費		1,772,421
	1 勞 政 費	165,579
	2 職 業 訓 練 費	1,264,064
	3 勞 働 力 対 策 費	260,387

	4 労働委員会費	82,391
6 農林水産業費		25,218,306
	1 農業水産業費	4,591,828
	2 畜産業費	1,063,060
	3 農地費	8,977,070
	4 林業費	10,586,348
7 商工費		34,633,994
	1 商工費	33,855,517
	2 観光費	778,477
8 土木費		62,372,654
	1 土木管理費	3,113,610
	2 道路橋りょう費	33,566,825
	3 河川砂防費	9,337,877
	4 都市計画費	7,194,097

	5 住 宅 費	9,160,245
9 警 察 費		22,077,244
	1 警 察 管 理 費	19,953,802
	2 警 察 活 動 費	2,123,442
10 教 育 費		91,857,738
	1 教 育 總 務 費	14,581,201
	2 小 学 校 費	26,058,986
	3 中 学 校 費	15,940,962
	4 高 等 学 校 費	18,558,285
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,502,604
	6 社 会 教 育 費	2,421,082
	7 保 健 体 育 費	889,328
	8 大 学 費	1,086,504
	9 私 学 振 興 費	4,818,786

11 災 害 復 旧 費		2,630,712
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	281,185
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,349,527
12 公 債 費		88,493,454
	1 公 債 費	88,493,454
13 諸 支 出 金		31,145,661
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	17,999
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	200
	3 土 地 開 發 基 金 積 立 金	2,637
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	13,673
	5 諸 費	31,111,152
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		466,278,708

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	消防行政推進費	2,900,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成28年度から平成29年度まで	8,032,042千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
新税務システムの調達支援及び開発工程管理支援について委託契約を締結すること。	平成29年度から平成31年度まで	26,630 千円
新税務システム構築について委託契約を締結すること。	平成29年度から平成31年度まで	922,598 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成29年度	9,620 千円
医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	平成29年度から平成33年度まで	315,000 千円
医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	平成29年度から平成31年度まで	23,100 千円
看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	平成29年度から平成31年度まで	120,564 千円

<p>平成28年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成28年度から平成29年度まで</p>	<p>488,879千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>ものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成すること。</p>	<p>平成28年度から平成40年度まで</p>	<p>45,500 千円</p>
<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成28年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成28年度から平成45年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資</p>

		に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内
県内中小企業者等の成長分野における新技術、新製品の研究開発事業(産業振興事業)に対し助成すること。	平成28年度から平成29年度まで	80,000 千円
緊急離転職者訓練事業(介護福祉士養成コース等)について委託契約を締結すること。	平成29年度	48,620 千円
平成28年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成28年度から平成38年度まで	264,793千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
平成28年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成48年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成28年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成29年度から平成38年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成28年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成43年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成28年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成38年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内

平成28年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成53年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成28年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成43年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成28年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成29年度から平成43年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.21%以内
平成28年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成28年度から平成37年度まで	9,012,937千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道140号道路改良工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	平成29年度から平成30年度まで	1,200,000 千円
一般国道140号道路改良工事3工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	平成29年度	300,000 千円
一般国道139号道路改良工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成29年度	150,000 千円
一般国道300号道路改良工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	平成29年度	900,000 千円
一般国道411号道路改良工事1工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円

一般国道411号道路改良工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道411号舗装工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道411号道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道140号道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	260,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事 1 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事 2 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事 3 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	800,000 千円
主要地方道大月上野原線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	150,000 千円

主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	300,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事 3 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	1,800,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事 4 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	1,500,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事 5 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	300,000 千円
一般県道高畑谷村停車場線金井トンネル（仮称）新設工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	800,000 千円
一般国道139号上和田 2 号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道300号新灯橋（仮称）上部工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道411号城東跨線橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	150,000 千円

一般国道411号落滝橋（仮称）下部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道411号上萩原3号橋（仮称）下部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	150,000 千円
主要地方道甲府韭崎線十郎橋西横断歩道橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線長潭橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	130,000 千円
主要地方道甲斐早川線早川1号橋下部工事（南アルプス市、南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	600,000 千円
一般県道塩山停車場大菩薩嶺線新赤尾橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円
一般県道台ヶ原長坂線花水橋旧橋撤去工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	180,000 千円
一般国道137号新御坂トンネル補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	40,000 千円

一般国道358号右左口トンネル補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
主要地方道甲府市川三郷線電線共同溝工事（中巨摩郡昭和町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	90,000 千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
主要地方道韮崎昇仙峡線電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	70,000 千円
主要地方道笛吹市川三郷線歩道新設工事（西八代郡市川三郷町）について東海旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
主要地方道河口湖精進線自転車歩行者道新設工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一般国道140号鷄冠山大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円

一般国道300号1号栈道橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
一般国道358号阿難橋、南沢橋及び王岳川橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
一般国道411号鴨沢橋補修工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成29年度	110,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	200,000 千円
主要地方道甲府韮崎線千松橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
主要地方道市川三郷身延線久那土橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
主要地方道市川三郷身延線身延橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	80,000 千円
主要地方道富士川身延線御座岩3号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円

主要地方道北杜富士見線尾根跨線橋補修工事（北杜市）について東日本旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成29年度	70,000 千円
主要地方道北杜富士見線尾根跨線橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
主要地方道甲斐早川線信玄橋補修工事（甲斐市、南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線万才橋、千才橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線岩窪橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
主要地方道白井甲州線市之蔵橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
主要地方道甲府韮崎線塩川橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	65,000 千円
主要地方道白井甲州線新祝橋補修工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円

一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
路面清掃業務について委託契約を締結すること。	平成29年度から 平成30年度まで	434,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 1 工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 2 工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
一級河川藤川基幹河川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事 1 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	60,000 千円
一級河川鎌田川改修工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	60,000 千円
一級河川鎌田川改修工事 3 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	60,000 千円
一級河川貢川改修工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	70,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円

富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事（甲州市）に ついて請負契約を締結すること。	平成29年度	50,000 千円
相模川水系大桑沢通常砂防工事（都留市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
相模川水系奥野川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	平成29年度から 平成30年度まで	180,000 千円
相模川水系滝の沢川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
相模川水系中村沢通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	35,000 千円
相模川水系大畑沢通常砂防工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	30,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	150,000 千円
道平地区急傾斜地崩壊対策工事（甲州市） について請負契約を締結すること。	平成29年度	60,000 千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩 郡南部町）について請負契約を締結するこ と。	平成29年度	65,000 千円

都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	140,000 千円
県営住宅八田団地建替工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	298,350 千円
県営住宅富士見団地建替工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	807,423 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成29年度	2,513 千円
カモシカ保護地域特別調査について委託契約を締結すること。	平成29年度	17,462 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,913,000	普通貸借発行 は債券	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	2,266,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	7,061,000	同上	同上	同上
河川砂防費	2,779,000	同上	同上	同上
都市計画費	964,000	同上	同上	同上
住宅費	431,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	8,600,000	同上	同上	同上

災害復旧費	1,025,000	同	上	同	上	同	上
富士山世界遺産センター 整備費	38,000	同	上	同	上	同	上
地域公共ネットワーク 整備費	33,000	同	上	同	上	同	上
県庁舎等整備費	89,000	同	上	同	上	同	上
防災情報システム整備費	49,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線整備費	1,095,000	同	上	同	上	同	上
消防防災ヘリコプター 整備費	2,900,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	119,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,119,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金 拠出金	9,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	5,371,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	437,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	466,000	同	上	同	上	同	上

高等学校建設費	1,114,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	554,000	同	上	同	上	同	上
小瀬スポーツ公園 アイスアリーナ整備費	1,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	44,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	47,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎 整備費	56,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	243,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	21,762,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
計	62,589,000						

第 23 号

平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,722,057 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,960,570
	1 使用料	1,960,570
3 県支出金		1,082,085
	1 県補助金	1,082,085
4 財産収入		2,380,307
	1 財産運用収入	2,220,586
	2 財産売却収入	159,721
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		142,680

	1 基金繰入金	142,680
7 繰越金		128,784
	1 繰越金	128,784
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	2,367
9 県 債		1,019,702
	1 県 債	1,019,702
歳 入 合 計		6,722,057

歳出

款	項	金額
1 管理費		784,042
	1 管理費	784,042
2 事業費		2,655,993
	1 事業費	2,655,993
3 交付金		2,027,550
	1 交付金	2,027,550
4 公債費		1,163,507
	1 公債費	1,163,507
5 繰出金		89,965
	1 一般会計繰出金	89,965
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000

歳 出 合 計	6,722,057
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	547,000	普通貸借発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	31,000	同上	同上	同上
借換債	441,702	同上	同上	同上
計	1,019,702			

第 24 号

平成28年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成28年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,559 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,321
	1 国庫負担金	57,321
2 財産収入		540
	1 財産運用収入	540
3 繰入金		85,698
	1 繰入金	85,698
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入合計		224,559

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		224,559
	1 災害救助費	224,559
歳出合計		224,559

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 25 号

平成28年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 205,329 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,087
	1 繰入金	1,087
2 繰越金		131,083
	1 繰越金	131,083
3 諸収入		73,159
	1 貸付金元利収入	73,153
	2 雑収入	6
歳入合計		205,329

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦 福 祉 費		191,299
	1 母子父子寡婦福祉費	191,299
2 公 債 費		8,997
	1 公 債 費	8,997
3 繰 出 金		5,033
	1 一般会計繰出金	5,033
歳 出	合 計	205,329

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	平成29年度から 平成33年度まで	102,396 千円

第 26 号

平成28年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成28年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,945,743 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1,568,571
	1 繰越金	1,568,571
2 諸収入		1,627,172
	1 貸付金償還金	1,627,170
	2 雑入	2
3 県債		750,000
	1 県債	750,000
歳入合計		3,945,743

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		3,945,743
	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,945,743
歲 出 合 計		3,945,743

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成28年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成28年度から平成38年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	750,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	750,000			

第 27 号

平成28年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成28年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,502 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		468
	1 繰入金	468
2 繰越金		27,824
	1 繰越金	27,824
3 諸収入		14,210
	1 貸付金償還金	14,170
	2 雑入	40
歳入合計		42,502

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		42,502
	1 資 金 貸 付 金	42,502
歲 出	合 計	42,502

第 28 号

平成28年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成28年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,700,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		435,642
	1 繰越金	435,642
2 諸収入		1,264,716
	1 貸付金元利収入	1,264,716
歳入合計		1,700,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸付		1,700,358
	1 資金貸付金	1,700,358
歳出合計		1,700,358

第 29 号

平成28年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成28年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,300,195 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 29 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,300,193
	1 県税証紙収入	1,300,193
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,300,195

歳出

款	項	金額
1 繰出金		1,300,195
	1 一般会計繰出金	1,300,195
歳出合計		1,300,195

第 30 号

平成28年度山梨県集中管理特別会計予算

平成28年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,673,864 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		60,694
	1 使用料	60,694
2 繰入金		47,220
	1 繰入金	47,220
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		106,565,949
	1 振替収入	106,565,949
歳入合計		106,673,864

歲 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		40,783
	1 自動車管理費	40,783
2 給 与 管 理 費		106,516,538
	1 給 与 管 理 費	106,516,538
3 通 信 管 理 費		73,000
	1 通 信 管 理 費	73,000
4 車 兩 燃 料 管 理 費		43,543
	1 車 兩 燃 料 管 理 費	43,543
歲 出 合 計		106,673,864

第 31 号

平成28年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成28年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,100,081 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		23,756,170
	1 繰入金	23,756,170
2 諸収入		24,343,911
	1 貸付金償還金	24,343,911
歳入合計		48,100,081

歳出

款	項	金額
1 商工業振興資金 貸付金		48,100,081
	1 商工業振興資金 貸付金	23,756,720
	2 一般会計繰出金	24,343,361
歳出合計		48,100,081

第 32 号

平成28年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成28年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,025 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,477
	1 繰入金	1,477
2 繰越金		51,142
	1 繰越金	51,142
3 諸収入		31,406
	1 貸付金償還金	31,404
	2 雑入	2
歳入合計		84,025

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,521
	1 資金貸付金	72,521
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		11,504
	1 資金貸付金	11,504
歳 出 合 計		84,025

第 33 号

平成28年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,081,796 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,601,828
	1 負担金	3,601,828
2 県支出金		549,277
	1 県補助金	549,277
3 繰入金		1,710,193
	1 繰入金	1,710,193
4 繰越金		2,498
	1 繰越金	2,498
5 県債		218,000
	1 県債	218,000
歳入合計		6,081,796

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,462,900
	1 流域下水道管理費	3,484,704
	2 流域下水道事業費	978,196
2 公 債 費		1,617,896
	1 公 債 費	1,617,896
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		6,081,796

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用に関する調査業務について委託契約を締結すること。	平成29年度から 平成31年度まで	98,396 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥処理設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成29年度	69,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター管理棟耐震工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	165,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センタースクリーンポンプ棟耐震工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成29年度	139,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	18,000	普通貸借又は 債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
流域下水道事業費	200,000	同上	同上	同上
計	218,000			

第 34 号

平成28年度山梨県公債管理特別会計予算

平成28年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 133,553,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		135,656
	1 財産運用収入	135,656
2 繰入金		88,473,454
	1 一般会計繰入金	88,473,454
3 県債		44,944,090
	1 県債	44,944,090
歳入	合計	133,553,200

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		133,417,544
	1 公 債 費	133,417,544
2 諸 支 出 金		135,656
	1 県債管理基金積立金	135,656
歳 出 合 計		133,553,200

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	44,944,090	普通貸借又は 債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	44,944,090			

第 35 号

平成28年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 471,185,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 電気事業収益	4,274,072 千円
第 1 項 営業収益	4,114,423 千円
第 2 項 財務収益	7,402 千円
第 3 項 事業外収益	152,217 千円
第 4 項 特別利益	30 千円
支 出	
第 1 款 電気事業費用	3,990,065 千円
第 1 項 営業費用	3,758,198 千円
第 2 項 財務費用	28,898 千円
第 3 項 事業外費用	196,259 千円

第4項 特別損失 1,710 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,085,018 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 102,075 千円、減債積立金 172,768 千円、建設改良積立金 512,000 千円、中小水力発電開発改良積立金 306,000 千円、地域文化振興・環境保全積立金 229,667 千円及び過年度分損益勘定留保資金 762,508 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 104,852 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 50,509 千円

第3項 国庫補助金 33,333 千円

第4項 他会計補助金 21,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,189,870 千円

第1項 小水力発電所建設費 509,680 千円

第2項 水力発電設備改良費 993,535 千円

第3項 業務設備改良費 12,107 千円

第4項 事業外設備改良費 228,980 千円

第5項	水力発電地点等開発調査費	140,400 千円
第6項	水力発電設備改良調査費	32,400 千円
第7項	企業債償還金	172,768 千円
第8項	繰出金	100,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 機器改修事業	254,500 千円	平成28年度	
				平成29年度	254,500 千円
		天科発電所 改修事業	770,000 千円	平成28年度	264,000 千円
				平成29年度	506,000 千円
1 資本的支出	2 水力発電 設備改良費	西山発電所 機器改修事業	208,600 千円	平成28年度	21,600 千円
				平成29年度	187,000 千円
		天科発電所 改修事業	832,200 千円	平成28年度	86,400 千円
				平成29年度	745,800 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,073,779 千円

(他会計からの補助金)

第8条 施設建設のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 36 号

平成28年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 512 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 814,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 2,230 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	160,554 千円
第 1 項 営業収益	151,970 千円
第 2 項 営業外収益	8,574 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	176,156 千円
第 1 項 営業費用	168,691 千円
第 2 項 営業外費用	6,131 千円

第3項 特別損失 334 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 128,855 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,376 千円、建設改良積立金 21,600 千円及び過年度分損益勘定留保資金 105,879 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 128,865 千円

第1項 温泉事業設備改良費 128,865 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 39,098 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、972千円と定める。

第 37 号

平成28年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 228,120 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 地域振興事業収益	162,095 千円
第 1 項 営 業 収 益	162,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	85 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 1 款 地域振興事業費用	163,898 千円
第 1 項 営 業 費 用	150,321 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,567 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,500 千円は、過年度分損益勘定留保資金 18,344 千円及び当年度分損益勘定留保資金 48,156 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	66,510 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	15,000 千円
第2項 他会計借入金償還金	50,510 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間